

マイナンバー利用開始後のスケジュール

28年1月

マイナンバーの利用開始

税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

29年1月

個人ごとのポータルサイトの運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

29年7月

地方公共団体等も含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になっていきます。

「個人番号カード」を申請しましょう

交付手数料は**無料**です

●申請手続は簡単です！！

通知カードの送付と同時に「個人番号カード申請書」が送られますので、ご自身の顔写真を貼付して郵送するか、スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請することも可能です。

●受け取りは、平成28年1月以降、役場町民課窓口係で受け取ることができます。



(イメージ)

※住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。

「個人番号カード」にはメリットがいっぱい!!

- マイナンバーを証明する書類として
- 各種行政手続のオンライン申請等に
- 本人確認の際の身分証明書として
- 平成29年1月に開設されるマイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請等に利用できます。

将来的にも様々な使いみちが検討されています。

オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引等や、コンビニなどで公的証明書が取得できる等のさまざまな利用が検討されています。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

マイナンバー制度のお問い合わせは

マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178
【全国共通ナビダイヤル】9:30～17:30(土日祝日・年末年始を除く)